

### 第33回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和8年1月13日（火）13時30分から15時40分

2 開催場所 大津市役所 新館2階 災害対策本部室

3 出席農業委員（17名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	已壽	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（1名）

6番 小谷 英利 委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（4名）

奥村	明之	委員
小谷	弥三郎	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員

6 説明員（0名）

7 傍聴人（0名）

## 8 議事日程

- 議案第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第134号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第136号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
報告第180号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第181号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第182号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第183号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について  
報告第184号 農地の転用事実等に関する照会について  
報告第185号 土地利用協議について  
報告第186号 第26期大津市農業委員会委員および大津市農地利用最適化推進委員の募集について

## 9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

## 10 議事概要

事務局長 改めまして明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、第25期第33回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日、マイクを準備させていただいております。ご発言の際は、必要に応じてお近くのものをお使いいただければと存じます。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号18番安井善次委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の進行は副会長の輪番制となっております。本日は、南部選出の副会長であります森繁孝委員をお願いいたします。この後の進行について、よろしく願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、小谷英利委員が欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございます。在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 < 会長挨拶 >

副 会 長 ありがとうございます。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規程により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。議事が円滑に進行できますようよろしくお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

15番 森 繁孝 委員

16番 石津 正嗣 委員

このお二人でよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条、第4条、第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可、不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは次の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

では、まず初めに議案第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご説明をお伺いしたいと思います。

No.1の和邇今宿につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 昨年の12月24日に現地確認をしてきました。僕と推進委員と、譲受人で現地を確認しました。

3ページの写真の①番です。切り株が残っている状態なんですけど、これも勝手に生えている状態です。昔からここはずっと放棄地の状態で草だらけやったところを今回話がまとまったようで、きれいに草刈り等、あと木も伐採されて、この後、果樹をされるという話を伺っています。僕も距離が近い場所ですので、今後も随時確認していきたいなと考えているところです。特に問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.2の和邇今宿につきまして、ご意見をお願いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員 私の担当区域ではないのですが、当地区は地域計画の中に入っておるということでご指名をいただきまして、当地を確認しました。12月24日、譲受人、推進委員で現地を確認いたしました。

1筆になっているようですが、写真、7ページです。畔が2か所あって、平坦なところで3枚ほどに分かれています。私の担当地区はもう山ばかりで、大変重労働の草刈りなんかをしているところで、たまにこういう平坦なところを見ますが、大変羨ましいなと思いつつ確認させていただきました。

譲受人も大分高齢になっておられます。私の担当学区でも何か所か立会いをさせてもらいましたが、譲受人は〇〇〇〇ないと。ほんで、大分農地も増えたんですけど、今後、維持管理がちょっと心配なようにぼろりとおっしゃったんですけどね。一応その辺がちょっと心配な点もあるんですが、推進委員もおっしゃってましたが、農地を守って、これを管理してもらっているのは大変ありがたいことだなと。ちょうどこの写真の横なんか、平坦なところでも荒れて、残念ながら荒れて草がぼうぼうのところ、何年か耕作してないところを管理してもらえただけでもありがたいとおっしゃってました。ここを何か果樹を植えるというので、何か近くにリゾート地みたいなものをつくって、そこのお客さんをこの果樹、栗、柿、桃、それといろんなもの、背丈の届く範囲で育てて、それで果樹園で果樹の狩りをしてお客さんに楽しんでいただきたいというような要望でこの土地をお買いになったということで話がありました。今現在もしてもらっておる農地が多いと思いますが、別にこれといってほかの土地でもちゃんと守られておられますので問題はないかと思えますので、どうか審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.3の伊香立下在地町、No.4の伊香立向在地町及びNo.5の伊香立生津町につきまして、地元委員より一括してご意見のほうをお願いいたします。

委員 まず、No.3の伊香立下在地町のほうですが、こちらは12月29日に私と地元推進委員、そして譲受人兼申請者とで立会いを行いました。

こちらの田なんですけども、譲受人からおっしゃられたのは、詳細は聞いてないんですけども、新しく法人を立ち上げられたそうで、その従業員が数名おられると。その方がここを耕作したいということで何かやられるような話を聞きました。ちょっとこだわりがあるそうで、機械を使わず、手作業で全部やると。くわで耕してやってみたいということで意欲的な話をされましたので、問題ないのかなと感じました。

続きまして、No.4、伊香立向在地町、こちらの田のほうですが、こちらは12月22日に私と地元推進委員、そして申請者と譲受人の方の合計4名で立会いをさせていただきました。

こちらの田なんですけども、譲渡人の方の田を今回譲受人の方がもともと耕作されてたということで、耕作者自体は変わらないということです、今後も同じような使い方をされるというところで、何ら問題ないように判断しております。

続きまして、No.5、伊香立生津町です。こちらも12月22日に私と推進委員、そして申請者と譲受人、合計4名で立会いを行いました。

こちらの畑2筆に関してですが、こちらもNo.4同様に耕作者が変わらないと。今までお使いになられている方が今度は自分が農地を譲り受けるということで、耕作者自体は変わらないので、今後も同じような使い方をするというところで、今までどおり何にも問題は出ておりませんので、この件も大きい問題もないように判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.6の桐生一丁目及びNo.7の中野一丁目につきまして、地元委員より一括してご意見のほうをお願いしたいと思います。

委員 まず、6番目、桐生一丁目〇〇というところ、当該地区は、集落の中の農地でありまして、集落の中のほとんどがもう遊休地といいますか、放棄田になってまして、この土地もその集落の中にある一つの放置された農地があります。譲渡人を見ていただきますと、もうほとんど相続でお持ちの状態になってまして、ほとんどその周辺の農地もこういう形態が大きく見られるところ、集落の中の方々は、圃場整備した地区、集落外のところでほとんど稲作をされているというような実情です。当該土地につきましては、写真にもありますように膝から腰ぐらいまでの草が生えているような状況のと

ころで、現地を譲受人と〇〇〇を経営されている方と推進委員と、12月23日に立会いをさせていただきました。

本当に初めて農業するという新規営農者の方でして、農地復元計画においては、しっかり農地に戻してやるということですがけれども、今後についてはやはり経過的に本当に農地をされるかどうか、なかなか意思確認を現地でするところまではできませんで、取りあえず勉強しながらやっていきたいんだという意思だけは確認をさせていただきましたけれども、〇〇に在住、車で15分か20分ですけども、やっぱり畑とか果樹とかという毎日仕事になるんで、なかなか大変ですよということを言いながら、そういうことの確認をさせていただきました。

ということで、今のところは、その復元計画を含めて農地を利用していくということについては確認をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次、2点目、7番目です。譲受人とは12月22日に立会いをさせていただきましたんですけども、この方は、当地区の推進委員の方で、〇〇に在住で〇〇町ほどもう既に田んぼもされてますので、この土地についても利用権設定をして借りて稲作をされてたということもあり、これについては特段の問題はないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第133号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようでございましたら、順次お諮りさせていただきたいと思っております。

それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第133号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第133号No.2は許可することと決定いたします。

続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第133号No.3は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第133号No.4は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第133号No.5は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第133号No.6は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第133号No.7は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第134号 農地法第4条第1項の規定による許可申請  
についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。  
それでは、説明が終わりましたので、12月22日に実施していただきました  
現地調査でございますが、一日立会委員に調査をしていただきましたので、  
農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお  
願いしたいと思います。  
なお、No.2の大石龍門三丁目につきましては地元委員としての意見も併せ  
てお願いします。

委 員 事務局のほうから説明してくださいましたので、ほとんど言うことがない  
のが現状なんですけれども、私の感じた部分だけ言わせてもらいます。  
まず、No.1の真野四丁目の件ですけれども、この土地に関しては、そのま

ま現状のまま使われるということですので、土地がどうのこうのというのはないと思うんですけど。このたびの申請に関して、土地の改良区の中から、もう周りの所有者、耕作者にも話を通されていますし、置かれるのが自然物、伐採した木とか、そんなものだけを置くということですので、また端のほうに行ったもんが飛ばへんかという問合せに関しても、シートなんかも使って周りには飛ばないように対応するということでした。雨水等は基本、浸透で済むかなという感じで言われとったんですけども、大雨なんか降ったときは、南側の水路に暗渠より排水ができるようになっていてということですので、この番号1のほうに関しては問題ないものと思います。

続いて、No.2、大石龍門の件ですけれども、この土地はほんまに60年ほど前から家を建てて住まれておるとい土地でして、改めて土地の造作をすとか、そういうことはありませんので、今までにも周りの土地に影響を与えるような不具合があったこともないということですので、これ自体に関してどうのこうのはないと思います。近隣の所有者にも今回改めて申請するに関して、話を通されてやっておられますので、問題ないと思います。

以上、この2件、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、地元委員の意見をお願いしたいと思います。  
No.1の真野四丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 No.1の件ですけれども、昨年12月22日、一日立会委員、私と推進委員と事務局、以上で説明を聞き、いろいろ質問させていただきましたんですけども、事務局と一日立会委員がほとんど言われて、私の言うことは何もないんですけども、現在北側で樹木などを置いておられます。そのまま使用されて、現状のまま何も迷惑はかかってないと思いますので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは議案第134号で何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 事務局に質問なんですけれども、このNo.1の土地、真野四丁目のこの土地で暗渠が入って、雨水とかの水をこの土地改良区が管理していらっしゃる用悪水路へ放出するっていう説明があったと思うんですけども、この用悪水路、基本農業の用途以外は使用するとき、ここの管理していらっしゃるところの許可が必要っていうこと等になっていると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

事務局 今ちょっとご指摘いただいた、その許可というところでございますが、すいません、こちらのほうで把握ができておりませんので、許可を取ったかどうかまで確認が取れていない状況でございます。そもそもちょっとそういうご案内すら、こちらのほうからできておりませんでした。ただ、土地改良区のほうには話を通していただきますよということでご案内差し上げて、先方のほうが出してこられたものがこういったものでございますので、そのまま受付をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

議長 どうですか。

委員 分かりました。

事務局 現地へ行きましたので、ちょっと補足をさせていただきます。

この現場には、暗渠排水という浸透性の排水の管でございます、もう従前から入っておりますので、それをそのまま使われるということですので、ちょっとそこに詳しく言及はしてなかったということでございます。

以上です。

委員 従来入ってあった暗渠管、従来は農地としての利用やったので、そこから出た排水をその用悪水路に放流するというのは何ら法には抵触しないと思うんですけど、今回これ4条になって、農地以外の用途になってしまうので、そこは明確にしておかないと、もうそのまま今まで常設の暗渠排水の管を流すということになると思いますので、ここの土地改良区さんのこの用排水路、用悪水路の末端の使われ方が私も把握してないので分からないんですけど、もし下流域でこれを再利用して、農地に使われているようであれば、ここの今回申請を許可した後に木とか、その辺を仮置きするとは言われるものの、万が一、重機とか入ってて、そこから油が漏れて、それが地面浸透して、排水がこのまま用水路に流れ込むっていうのも想定できますので、水質悪化のための下流域の方が迷惑を被られないかなっていうのがありましたので、質問させてもらいました。

事務局 ご指摘ありがとうございます。そもそもそういう着眼でもって受付をさせていただいておりませんでしたので、今後、今ご指摘いただいたことを基に、もし似たような案件がある場合は、そこを念頭に置いた上で受付させていただきたいと思っております。今回については全くそこについては確認ができておりません。申し訳ありません。

事務局 今、委員のほうからご指摘がありましたので、土地改良区のほうに確認をさせていただいて、了解を得てからということにさせていただきたいと思

ますが、いかがでしょうか。

議 長 保留という形になるんですか。事務局の案として。

事務局 保留といいますか、了解を得られれば、このまま許可したいと思いますけれども、もし駄目だということでありましたら、ちょっと保留ということにさせていただきたいと思います。

議 長 いや、この場においてね。今の。

事務局 今回のこの4条申請のこの受付の際に、当該地が以前に土地改良法に基づく圃場整備が実施されている区域内の農地であったために、この申請の中で地元のこの土地改良区の代表者の了解を得た上で申請をされておりますので、このまま許可、不許可のご判断をしていただいで差し支えないというふうに判断をしております。

以上、補足でございます。

議 長 事務局、法令的には、今、委員がおっしゃっておられた、その辺についてはっきりこうですと、土地改良区にその辺の承諾はもらってても、法令的にそれは通せるんですか。ちょっとその辺、役員会レベルでもそこまでのことは指摘できてなかったのが誠に申し訳ないんですけども、それはきちんとなくてない、私としてはこの場合は保留にすべきか、条件付か、そのどちらかを皆さんにお諮りさせてもらわんと仕方がなくなるということになりますので、どうでしょうか。

事務局 この許可、不許可のこの要件として、今、委員のご指摘のことをクリアしていなければ許可できないというような基準をちょっと私のほうでは拝見したことがございません。かつ、先ほど申し上げたとおり、今回、代表者のこのはんこをもらわれた上で、その申請に臨んでおられますので、一定その説明を差し上げたときに、もしこうした何かご指摘であったとかあった場合は、そもそもここに代表者がはんこを押していないというふうに整理ができますので、この場で条件というよりは、もう許可、不許可というのを判断しても差し支えないものと、今私のほうでは判断をしております。

以上でございます。

議 長 不許可でもいいんですか。

事務局 その許可、不許可をもうこの場で判断して、例えば許可相当、不許可相当ということで。その不許可相当となる、その理由の中で、今申し上げたようなことは要件としては入っていないと思いますので、ご審議いただいで、特

に条件付での許可というのには不要というふうに判断しております。

委員 会長、すみません。事務局は、多分土地改良区さんの代表者さんの承認の書面を添えて提出されてあるってということをもって、この用悪水路の使用許可についてもその書面で証明されてるのでいいんじゃないかという判断やと思います。ですよね。

事務局 はい、そうでございます。

事務局長 保留せんと、そのままもう審議してもらいたいと思います。

議長 分かりました。  
それでは、事務局、この状況で審議させてもろうたらよろしいですか。

事務局 はい。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ほかにもうご意見等もないようでございますので、お諮りさせていただきます。  
議案第134号のNo.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第134号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第134号No.2は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、12月22日に実施していただきました現地調査につきまして、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況につきましてご報告並びに地元委員としての意見をお願いいたします。

委員 番号1、大石東一丁目の件ですけれども、現地確認をしたとき頂いた計画書を基に現地確認をさせていただきました。そのときの出入口の段差や勾配、水の流れになるんですね。物理的に無理だろうというような、いろんなつじつまが合わへんところも結構出てきて、その場で指摘させていただいて確認をやったというのが現状なんですけれども、その場にて修正するという返事をいただきまして、今回、修正をした申請書を出していただいているのは、今つけていただいているやつですんで、基本的に問題ないと思います。

土地の造作についての出入口以外は基本的に現状ですし、出入口に砕石なんかを入れることによって何か不具合が出たときは、もうその都度、借り受け人、本人もそうですけれども、対応するということです。

また、周りの地権者にも説明されて了承されていますんで、何ら問題ないかと思えますんで、ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
議案第135号について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 事務局にちょっとお尋ねしたいんですが、周辺農地における営農への被害防除、こういうふうに言っているのに、2件の隣接の土地をお持ちで不耕作地ということもあるんですけど、この下のほうにお手紙で説明しましたと書いてあるんですけど、その上に連絡先不明、遠方のためお手紙・資料でのご説明というふうにあるんですけど、この不明というのはどういうことですか。

事務局 この連絡先というのは、相手方の電話番号だったり、そういったものはお調べをされたようなんですけれども、特にこの方の連絡先を知る方がいなかったということで、コンタクトを取るためには尽力されたんですけども、遠方にお住まいということで、お手紙を送られたというところがございます。ですので、この連絡先というのは、いわゆる携帯番号とか自宅の番号というところがございます。

以上です。

委員 すいません。それは内容証明か何かで送ってはるんですか。

事務局 その内容証明で送ったかどうかの確認まではできておりません。

委 員 そうしたら、送りましたという話だけですかね。

事 務 局 そのとおりでございます。内容証明かどうかまでの確認はしておりません。ただ、送った文書が宛名不明で訪ね当たらないため返戻とか、そういうことにはなっていないと代理人のほうから伺っております。

委 員 送らへんかったら返ってこないですよ。

事 務 局 送ったというのは、基本的に性善説で、向こうが送られたということで、かつこういう書面にも残っておりますので、もしここが現役の農地で、今まさに耕作されていらっしゃる方がいるようであれば、もう何が何でも相手方とコンタクトを取ってということでご案内することが多いんですけども、現状を見させていただいても、もう耕作はされていないような放棄地でございましたので、今回の対応でやむを得ないだろうというふうに判断をして、こういう決定をさせていただいている次第でございます。  
以上です。

議 長 どうですか。よろしいですか。

委 員 はい。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 1つ聞きたいんですが、この現状地盤で造成をするという意味はどこにあるんですか。これ県道より30cm、40cm低い、市道より60cm低いと言われてた。これはほんまにこの高さで造成するんですか。少しちょっと疑問に思ったんですが、いかがでしょう。

事 務 局 今ご指摘いただいた現地に私らも見に行かせていただいて、おっしゃるとおり、南側のこの県道と当該地、高低差がございましたので、まずは敷ならしを行った上で、碎石によるスロープを設置されるということで、確かにこれぐらいの高低差はあったというふうに認識をしております。  
以上です。

議 長 よろしいですか。

委 員 スロープを造るなら、全体をならして同じ高さにするというのは、普通考えることで、ほんまにこの現状の高さでやるかどうかというのは、ちょっと今後も確認をしないとイケないと思います。私もほかでそういう案件があっ

て、現状地盤でやるということをもって立会いをしたのに、結果的に地上げをされたということがありましたので、そういうことをされると、周辺農地にも影響がありますので、このままきちっと管理をしなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

事務局　　まず初めに、これご相談を受けた際に、これ当該地はもともと田んぼで使われていた土地でございますので、改良の対応をされるのかどうかとか、碎石であったり、アスファルトであったり、コンクリート仕様にされないのかということのを重々確認をさせていただいたんですけども、恐らく先方の費用的な面なのか、もうこういう形で整理したいということでご申請がありましたので、お受けした次第でございます。今後、より一層、その部分については注意した上で相談を進めたと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長　　よろしいですか。  
ほかに。

委員　　今おっしゃってた、その説明先が分からへんというところが〇〇やと思うんですけど、写真の4枚目、48ページの④の写真の写っている右側が該当の土地かと思うんですけど、これ田起こしされてて、耕作していらっしゃるように見えるんです。グーグルマップで2年前は水稻を作付されてたんですけど、いかがでしたか。

事務局　　今ご指摘いただいた48ページの写真の④番、こちらはこの4番の写真の右側の土地というのが、次のページの49ページの隣地関係図でご覧いただきたいんですけども、これが今現役農地の方が耕作されている〇〇、今ちよつと問題になっているというか、話に出たのが、そのさらに隣の〇〇でございます。

委員　　分かりました。

事務局　　分かりにくくて申し訳ないですけど。

議長　　よろしいですか。

委員　　はい。

議長　　ほかに何かございませんでしょうか。

委員 すいません。そこの〇〇、先ほど碎石だけでしはるのっていう質問があったと思うんですけど、奥のほうまで20フィートコンテナが入ってて、このトラック出入りの通路、これ20フィートのコンテナ、空であったとしたかて6tぐらい、それにトレーラーシャシーを載っけて、20tを引っ張るトレーラーが入っていったらどういうことになるか、素人でも分かると思うんですけど、それでもこの図面どおりに、これを申請者がやるって言わはったら、もうそれを鵜呑みにして、できるっていう判断を我々はしたらいいんでしょうか。

事務局 今ご指摘いただいたこと、私もちょっと現地、見に行かせていただいたときに、これどう考えても沈みそうですけれどもというのを代理人に指摘させていただきましたら、そもそもそれを書いてくれというふうに依頼もできていなかったんですけど、私が聞き取ったのは、まず板をかませた上で、その上にこういったものを置きますので、ご安心くださいというふうに代理人のほうから説明を受けております。

ですので、私が専門的知見がないために、そういうものを1枚、鉄板か何かをかませれば、こういった類いのものでも置けるんだらうということで整理させていただいて、その現地では話が終わっているような状況でございます。そもそも今疑問に思われたように、そういう土地がもつのかどうかも含めて、書いていただくようにちょっと指示ができておりませんでしたので、私の落ち度でございます。大変失礼いたしました。現地の聞き取りでは、今申し上げたとおりでございます。

議長 よろしいですか。

委員 このような使われ方をしはるのを祈るときます。現状、できませんよ、こんな使い方は。

議長 進めさせてもらってよろしいですか。  
ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようでございますので、お諮りさせていただきます。

議案第135号No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手多数により、議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可

申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第136号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、12月22日に実施していただきました現地調査でございますが、この一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告並びに地元委員としての意見をお願いいたします。

委 員

議案第136号の大石龍門五丁目の件ですけれども、この土地に関しては、高速道路の工事のために申請どおりに周りの不具合もなく、ずっと今現状も使用されている土地でして、今回は基本的に現状のままでの賃貸借ということで行われるものです。本来なら農地へ戻してからということがあるというのも聞いたことはあるんですけども、今回の件に関しては、県から関係部署に確認を取られて、そのままだもオーケーというのをもらっているというのも聞いてますんで、問題ないと私は感じております。

また、改めて周りの地権者さんなんかに説明をし、進めておられますんで、何ら問題はないと思いますんで、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(なしの声)

議 長

特にないようでございますので、お諮りさせていただきたいと思います。議案第136号のNo.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第136号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することと決定いたしました。

許可関係の審議は以上でございますが、委員の皆さん、役員会で詳細にちよつと確認できなかったこともありますので、委員の方から指導、助言等を

いただいとるかと思ひます。今までの分も併せて、事務局のパトロール等を今後またよろしくお願ひしたいと思ひます。忙しい傍ら、だんだん増えてくる、大変だと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは続きまして、報告案件です。

報告第180号から報告第185号並びに集計報告について、一括して事務局の報告をお願ひいたします。なお、報告は簡明についてお願ひいたします。

#### <事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。  
報告内容ということで、ちょっと簡単にしてもらってはおりますが、ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 報告事項のとならどこでもいいんですか。  
28ページの、これは多分法務局照会の件なんですけど、ちょっと私の理解不足でもあるんですけど、ご質問させていただきます。

1番です。これ登記、畑、現況も畑、これは変更後、宅地になってあるんです。まず、それが1点。

4番目のこの一番下、これは地目が畑で、現況宅地と、これが変更後、宅地ということになってあるんです。

それから、最後6番目、これも田が雑種地、結果的に雑種地になるんです。

何が言いたいかという、地目は農地や畑であって、現況の状態が宅地や雑種地やったら、この法務局照会だけで、この地目というのは宅地なり雑種地に変えられるというのはちょっと理解できない部分があったので、ちょっと質問させていただきました。よろしくお願ひします。

事務局 この28ページをご覧いただきたいんですけども、項番1番、こちらは変更後の地目が宅地というところで、そもそも今ご質問があった登記地目が畑、現況地目が畑というところでございますが、この現況というのは、基本的にこちらの農家台帳で、今課税がどうなっているかというのをそのまま記入させていただいております。

この1番に関して申しますと、この昭和44年のときにもう既に4条で転用許可申請を受けておられたんですけども、現状が畑ということで、今回、法務局照会がされた経過がございまして、こちらとしてはもう過去に転用許可があったということでご回答を差し上げておるところでございます。

続きまして4番をご覧いただきたいんですけども、4つ筆がございまして、こちらの一番下の伊香立向在地町の〇〇、こちらは現況宅地でございます、こちらは農地法が施行される以前からもう建物が建っているというこ

とで、その確認が取れましたので、今回、本来であれば許可を得る必要があるのかなという相談段階では思ったんですけども、申請の代理人の方がよくよくお調べいただくと、この当該地につきましては、もう農地法施行前から既にあったということで、もう今回は宅地やむなしということで、法務局の照会をお受けしました。

続きまして、6番をご覧いただきたいんですけども、こちらのほうは現況は雑種地、こちらも課税自体は雑種地になっておりまして、よくよくお調べしましたところ、平成2年のときにもう既にこの〇〇として許可が下りているものでございまして、これも許可済みということで、もうそのまま変更後の地目で雑種地が相当であろうということでご回答を差し上げた次第でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。どうですか。

委員 ということは、農地転用という手続を経ているにもかかわらず、地目は変えられてないという案件が幾つかあると。それでもやっぱりこの現地確認を農業委員がしなくてはいけないということになるんですか。

事務局 もしも過去に許可並びに届出があったということが台帳上、確認が取れば、こちらの事務局の職員だけが現地に行かせていただいて、農業委員さんも推進委員さんもお手を煩わせないように対応しているところではございます。

以上でございます。

委員 分かりました。

議長 よろしいですか。  
ほかにございませんでしょうか。

委員 会長にお願いがあるんですが、県の諮問会議、県、そこで私が寄せてもらっていたときに、法務局の調査のことに関して、航空写真とかオンラインで見られるマップで確認をしたら駄目ですかという質問をしまして、それでちょっとその辺は検討しますということで、まだ返事をもらってないと思うんですけども、その辺はちょっとどうなったかというのを、はっきり忘れたんですけど、都市連絡協議会やったかも分からないですけど、確認できるようでしたら、お願いしたいなと思ひまして。

議長 都市連のほうに。

委員 都市連のほうやったかも分かりません。局長に聞いてもろうたら分かると思うんです。県のほうに。

議長 分かりました。ちょっと確認してみます。

委員 よろしく願いをしときます。

議長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ご意見等もほかにないようでございますので、続きましては報告第186号 第26期大津市農業委員会委員および大津市農地利用最適化推進委員の募集についてというもの、これを議題とさせてもらいたいと思いますので、これについて事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。  
今の件で質問等ございませんでしょうか。

委員 よろしいですか。この文章の流れの1月16日から大津市農業組合各支店、出張所に備え付けますと、こう書いてますけど、これは郵送か何かで各農業組合の支店等にこの要領を誰か配ってくれはるということですか。

事務局 16日にJA滋賀の本部、大津市のほうに行ってお渡しするということになってます。

委員 そうすると、支店長に会うたら、それ本部からまた近々舞い込んでくるでって言うといたらええわけやな。

事務局 16日に全部の出張所さんとか、各支店にお願いしますと言って持っていくんで、その日に支店に着くかどうかはちょっとお約束できないですけど。

委員 分かりました。

議長 ほかに何かご質問ございませんか。  
ほんで、1月16日に発送をかけられる。

事務局 事務局と農林水産課は備え付け、36支所には事前に逡送で送っておきま

す。JAの各支店、各出張所については、本店に書類を持って訪問しますので、早かったらその日、それ以降に着くと思います。

あと、ホームページには、16日に遅れないように載せますので、そこからダウンロードもできます。

議長 各農業組合長さんそこへも。

事務局 各農業組合長さんは、30日に農業組合長会議がございまして、そこでお願いに上がります。

委員 すいません。多分ここに皆いてはる方は、この推薦の団体用っていうのを使われて上がってきてはるんちゃうかなと思うんですけど、この団体のところで、裏面の主な推薦者団体、これ多分各農業組合さんやと思います。農業組合さんのを書いて、それ以外はこの様式2のほうの団体一覧のほうの団体名2、3、4、5って打ってあるところに、それぞれの団体のゴム印なり、その代表者印をもらって提出すると思いますんですけど、これ農業組合から1団体だけで1点加点ですよね。そやし、農業組合がいろんなところの農業組合さんを4つ、5つ持ってきても、農業組合としての推薦枠が1つで、JAさんは、JAのいろんな支店をはんこをもらいに行ったかて、JAとして1つっていう加点ですよね。

事務局長 2つ分、例えば農業組合から2団体もらわれたカウントですか。

委員 1個の農業組合と1個のJAから、あと1個の土地改良区さんからもらったら、この3つの団体からの推薦があるっていう、そういうことですよ。

事務局長 ただ、まだその加点方法については最終的には選考委員会にかかって決まる予定ですとしか言いようがございません。

委員 これいっぱいもろうときやって言うとかんと、もし立候補してきはった人が、1個ぼんと持ってはったら、負ける可能性がある。

議長 ほかにございますか。

委員 その延長になるんですけど、この団体用の推薦者です。農業組合、JA、JA共済、土地改良区、その他とあるんですけど、その他って具体的に何が あるんですか。もちろんその農業関連になるんでしょうけど。

事務局長 その他ですので、例えば水利組合だとか、自治会からもらってこられる方もいらっしやいますし、どこかからもらったらチェックしといてください。

自治連合会からもろうてはるところもありますし。推薦理由とか抱負とかしっかり書いていただきたいと思います。

委員            その他は、その他で1つになるんですか。  
先ほどの〇〇委員の質問と同じで、例えば農業組合、二、三個の農業組合があったとしても、1つの農業組合という縛りになるわけであって、その他というのは、逆にその自治会であるとか、水利組合であるとか、いろいろあったとしても、その他で1つになるということですか。

事務局長        前提として、まだ採点については選考委員会が開かれてませんので、正式に申し上げることはできないんですけども、いわゆる何個かいただいてもどうかなど。

委員            いや、例えばその農業組合であれば、JAであれば、例えば支店をいっぱいもらったとしても、結局1つじゃないですか。その他っていうのは、団体はいっぱいあるわけであって、先ほど確認した場合ね。水利組合があると、自治会があるとか、そういう地域のいろんな団体があった場合に、それが全部ここに書いてもらおうと、例えば5団体になったとします。その場合は5になるのか、1になるのかっていうのは、それは。

事務局長        その他がたくさんあっても、1つという可能性がある。だから、何回も申しますように、まだ選考委員会で、今、加点方法が決まっているというのはございませんので、それはご容赦ください。

議長            ほかにございませんでしょうか。

委員            さっき言われた5月頃に選考委員会ですね。それから議会通して、それが3月に、推薦状は3月末に事務局が全部そろえて、そこから選考委員会のメンバーを、恐らく会長をはじめとして選考委員会で、その選考委員会のメンバーを選出しますやろ。それはまだ決まってないでしょう。

事務局         まだです。

委員            それは、ほんならいつ決めはるんですかね。

議長            選考委員会は4月末やったっけ、今の選考委員会。

事務局         今のは4月末です。

議長            4月末で選考委員が切れます。5月に選考委員を委嘱です。5月になった

ら決まります。

委員 それは過年度、私らも経験したのでは、歴代の会長経験者とか、例えばJAの運営の女性部の委員さんとか、ほんで土地改良区の委員、そういうような人をメンバーとして大体選考されるように思うんですけど、その辺はどうなんですか。

事務局長 推薦団体に属する方については選考に入らないように、前回からそうしてきます。だから、今回もそういうふうにしようかなと思っております。推薦団体に入っている人が選考委員に入ったら具合悪いので、だから農協の方とかは前回から入っていらっしやいません。

委員 入っていらっしやらないのね。分かりました。  
歴代OBの農業委員会の会長を務めた経験がある方ですね。もちろん現役じゃなくて、辞めておられて、農業委員会の前会長を務めた方とか、それから今言うてるJAの役員を務めた方とか、経営管理委員とか、そういうところから出たと、私のほうの記憶ではそういうふう思うてるんですけど。その辺はどうなんですかね。

事務局長 選考委員については、すみません、ちょっとまだ白紙、すみません。

委員 分かりました。

委員 前回のときは、前期の会長3人でしたね。

議長 ほかにご質問等ございませんか。  
あとまた、書類関係等を見ていただいて、内容も見ていただいて、ご不明な点とかありましたら、個別に事務局のほうにお問合せいただくということでもよろしいでしょうか。

議長 それでは、進めさせていただきます。  
続きまして、連絡事項で、遊休農地調査について事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明について何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 すいません、その送られる対象の方の一覧表というのは、我々には頂けな

いんですか。

事務局 すいません、本日、本来であればご準備してお配りできればよかったですけども、すいません、そのあたりの作業がちょっと間に合っておりませんでしたので、本日は準備しておりません。対象者につきましては、基本、緑区分、黄色区分と皆様にご判定いただいた方に対して送付をするというふうなところで思っていた方がいいんですけれども、ただ実際にその区分された中から、直近で何か所有者が変わっていたりとか、転用の届出が出ていたりとか、そういったものも実際ございまして、そのあたりをちょっと精査がやはり必要なという認識を持っておりまして、そのあたりを整理した上で実際は発送するというところで、基本は緑区分、黄色区分の方に対して対象になっているというところで認識はしておいていただければと思います。

すいません、以上です。

議長 よろしいですか。

委員 その黄色区分、緑区分を全件把握しとけっということですね。

事務局 すいません、確かにタブレット上ですと、実際にご判定されていても、なかなかどの分かっているのがぱっと分からないかと思しますので、そのあたり先にお配りしている一覧表とか、そのあたりとかも活用していただきつつ、実際にまた送付しましたら、来月送付した対象のリストというものはお渡しをしようとは思っていますので、そのあたりでご確認しといていただければと思います。

委員 すみません、ちなみに原形復旧不可能、赤色は何件ぐらいあったんでしょうか。

事務局 ちょっとごめんなさい。ちょっと正確な数字、分からないですけども。

委員 いいです。大体、100件。

事務局 もう少しあったと思います。再生困難も。

委員 再生困難。

事務局 すいません、一番多かったのが、青の耕地です。

委員 半分ですよ、約半分ですよ。300、100というて、450やから、半分ですよ。

事務局 再生困難は多分恐らく200件近くあったかと思います。ちょっと最新のは、すいません、データが取れてないんですけど、12月末ぐらいの現在ですと大体それぐらいになるかなというところで見えておりました。

議長 すいません、ちょっと私からお聞きして申し訳ないです。今、900件ということ、全部で900件ね。

事務局 そうですね。

議長 18人おられて、50件、事務局のほうから出されたのが50件、そうしますと、ちょうどそれで900件。

事務局 登録したのは850件になりますけれども、皆さんちょっとプラスアルファで判定をしていただいている農地等もございましたので、大体そういったのを合わすと900ちょいというところで今日の数字は確認しております。

議長 分かりました。ありがとうございます。  
ほか。

委員 すいません、これちょっと先の話になるんですけど、これをまず送りますよね。回答来ますよね、その回答内容っていうのは開示はしてくれはるんですか。

事務局 そのあたり整理したものをまた委員の皆様にはお知らせをしようと思えますし、そういったものを活用していけるのが一番今後につながっていいとは思いますが、一応こういう意向を持っておられたというのも調べさせていただこうとは思っています。

委員 ここに書いてある回答例なんですけど、自ら耕作します、耕作しないが草刈り、管理しますというのは、変な話、ほっといてもいいわけじゃないですか。そうしたときに、売却したい、貸したいって出てきたときに、今の現状のまま放置されるっていうことでしょうか。その相手が決まらん限りは。どうするんですか。

事務局 おっしゃるとおり、確かにこの売りたいとか貸したいというのは相手さんがあって初めて次につながってくるところでございますので、実際にはこういうご意向のある方が農地を持っているというところでの情報をということで認識をしてもらって、今後例えば新しく何か新規就農とか、何か経営を拡大されたいとか、そういった話があったときに使える材料の一つとして持

っておいていただくというふうなものになるかなと思います。

委員 例えば、何かもうそれ以上は踏み込めないんですか、草刈っというとか。どうしたらいいですかね。

というのは、本人からはこういう意向がある、周りからは草を刈ってほしいと言われた場合に、もうこの回答で草刈りしませんという事じゃないですか。

事務局 実際にもちろん適正管理をしていただくのが一番いいんですけども、それがどういう土地にあるかによっても、また指導の仕方もちよっと変わってくるのかなとは思っておりまして、地域でもかなりこの雑草で困っているとか、そういうところに対してはやっぱり引き続きフォローが必要になるとは思いますし、なかなかもう全体が荒れているような遊休農地、全体が広がっているようなところだと、正直それをするというのも難しいところかなというふうなことも思っておりますので、場所とどういった意向を持っておられるかで判断していくことになるかなと思っております。

委員 取りあえずは、どういう形になったかっていう回答はいただけるということですね。そこから先は、もう一回そこで考えるということで、分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかがございますでしょうか。

委員 先ほどから聞いてたんですが、草刈りの問題なんですけども、遊休農地調査に行くと、今まで草刈ってくれ、草刈ってくれというて、草刈ってもろうてる農地の隣、どう見ても山林に見えてんけど、それは農地やったんです。ほんで、今草刈ってほしいと言って連絡を取ってもらっているけども、その人からしたら、もしその山林みたいなのは農地やというのが分かった場合、何でうちだけ刈らんなんねんっていうこと、不公平が出てくるんですよ。やっぱりどうするかという質問に対して、やっぱり管理はしてほしいと、みんなそのようにやってはりますよということを大津市農業委員会のほうから言うてもらうことはできへんのですかね。そうやないと、ちょっと次から草刈ってくれというのを言いにくくなりますんでね。ちょっとその辺、考えていただけたらと思います。

以上です。

事務局 ありがとうございます。確かに遊休農地の調査対象地を選定してても思いますのが、非常に場所によってはかなり遊休農地が広がってるなっていうところもありまして、そういったところに対して、農業委員会としてもどこまでの指導なりフォローしていくかっていうところも非常に悩ましいなと思

ながら、今年度も調査のほうをさせてもらってます。

ただ、守るべき農地のところは、きちりと守っていくというところの整理が必要やと思いますし、そのあたり、委員の皆様とちょっと協力しながら進めたいとは思っておりますので、またよろしく願いいたします。

議 長       ほかございませんか。

(なしの声)

議 長       ないようでしたら、最後に全体を通して何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長       あと最適化推進委員さんのほうから何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長       それでは、ないようでございますので、進行を司会のほうにお返しします。

副 会 長     長い間お疲れさまでございました。

以上をもちまして第33回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

## 議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員） 印

委 員（森 繁孝 委員） 印

委 員（石津 正嗣 委員） 印